

事 務 連 絡
令和5年5月22日

市内指定計画相談支援事業者
市内指定障害児相談支援事業者 各位

西宮市生活支援課長
西宮市法人指導課長

新型コロナウイルス感染症に係る相談支援業務の取り扱いについて

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」（令和5年4月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室他連名事務連絡）（以下、「変更後事務連絡」という。）が示され、本市においては、当該変更後事務連絡の取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等の適用について」（令和5年5月22日西宮市法人指導課他連名事務連絡）により、令和5年6月1日から適用することとしました。

これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る相談支援業務の取り扱いについて」（令和2年6月26日西宮市生活支援課他連名事務連絡）及び、「新型コロナウイルス感染症に係る障害児相談支援業務の取り扱いの一部変更について」（令和2年5月7日西宮市生活支援課他連名事務連絡）は、令和5年5月31日限りで廃止いたします。

今後は、変更後事務連絡その他国通知等に従い、ご対応いただきますようお願いいたします。

以上

【問合せ先】

西宮市 生活支援課
電話：0798-35-3130
西宮市 法人指導課
電話：0798-35-3423